

2019年6月21日

栃木県人事委員会 様

全栃木教職員組合

執行委員長 桑川 祥一

教職員の給与及び労働条件等に関わる要求書

教職員の労働条件改善に対するご尽力に敬意を表します。貴委員会にお願いしていた県立学校の事務職員の労働基準法第36条の協定締結は、今年度から県立学校で実施されることになりました。このことについて、まずはお礼を申し上げます。

教職員の長時間労働解消については、文部科学事次官名による「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」が3月18日に発出されました。この通知では、長時間労働解消に向けて、労働安全衛生体制の整備を強く求めるなど、これまでよりも踏み込んだ内容になっています。一方、県教委は「学校における働き方改革推進プラン」を1月に策定しました。これが具体化されて、長時間労働解消が進むことを望みますが、労働時間管理などは労働安全衛生の問題であり、労使が対等の立場で審議していくことこそが解決のための当然の施策であると私たちは考えます。しかしながら、県のプランでも「労働安全衛生管理の徹底」を掲げてはいるものの、衛生委員会や労働者の意見反映、あるいはストレスチェックからの職場環境改善などには全く言及していません。また、文科省は時間外勤務を「月45時間、年間360時間」以内としていますが、これは教職員の無賃労働を認めるという矛盾を抱えてはいますが、県のプランはこれを「将来的な目標」としていて、喫緊の課題であるという認識があるのか疑問に思えます。人事委員会としても、昨年度以上に教職員の長時間労働解消のため、具体的な勧告を行ってくださるようお願いいたします。

県教委は今年度から、「教職員評価」を昇給へ反映することとしました。私たちは「教職員評価」の賃金への反映は、同僚性を破壊し職場に混乱をもたらすものと考え、強く反対しました。反映の中身は、一言で言えば生涯賃金の引き下げ以外の何者でもありません。特に若年層の賃下げは生活設計にも大きな影響を与えるもので断じて認められません。そして、毎年「優秀」と評価されなければ、最高号給に到達することもできません。これで士気が高まるとは到底思えません。教職員評価の賃金リンクは廃止すべきです。

再任用問題についても、問題は先送りされるばかりです。来年度も働けるのか、どんな勤務になるのか、勤務校はどこかと心理的に不安定な状態では、教職員が持てる能力を発揮することは困難です。昨年度も求めましたが「総務副大臣通知」（平成25年3月29日）の具体化を強く求めます。

組合書記長は昨年6月、同僚職員から耐え難いハラスメントを受け、現在病気休職中です。ハラスメントの根絶は貴委員会は何度も勧告してきましたが、残念ながらすべての職場、教職員にまで徹底されていません。学校では、「学校安全衛生方針」（方針の内容については、衛生推進者である谷教諭が起案）が定められ、その中で「ハラスメントのない職場づくりを労使の協力で行う」としていましたが、この方針も徹底されませんでした。

教職員が健康で創造的な教育活動を行っていくために、貴委員会が果たすべき役割は重要性を増すばかりだと私たちは考えます。下記のことについて、実現されますよう強く要求します。

記

1. 教員の地位に関する勧告、教育基本法等に基づき、教職員の士気を高め、教職員の生活改善ができるような賃金とすること。そのために、常勤の教職員の賃金を平均2万円以上引き上げること。一時金を引き上げること。その場合は期末手当を増額すること。
2. 55歳以上の職員にも昇給を行うこと。号給の「足伸ばし」を行うこと。給与及び諸手当の「見直し」等によって、現行支給額を引き下げないこと。
3. 「教職員評価」の勤勉手当・昇給への反映を廃止すること。やむを得ず反映させる場合は、現場を混乱させないよう最大限の配慮をすること。
4. 教職員の長時間過密労働を解消させるため、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」の具体化と徹底を求めること。
勤務時間管理を使用者の責任で行わせること。教職員の長時間過密労働を解消するため、さらなる勧告を行うこと。変形労働時間制は学校に導入しないこと。
5. 県立学校教職員の休憩時間を確保させること。違反については、労働基準法違反として厳正に対処すること。
6. 労働基準法第15条に基づく労働条件の明示を行うよう、またその条件に基づいた勤務とするよう任命権者、服務監督権者に徹底させること。
7. 雇用形態に関わらず、採用時検診を事業者の責任で行わせること。自費負担による健康診断書の提出を求めさせないこと。
8. 市町教委に対して実効ある労働安全衛生体制を早急に確立するよう働きかけること。県立学校についても、法が求める労働安全衛生体制となっているか調査を行うこと。すべての学校で長時間労働を行った教職員に対する医師の面接指導が受けられる体制を整備させること。
9. ハラスメントを根絶すること。
10. 臨時・非常勤教職員の賃金改善を行うこと。臨時教員の2級適用、前歴換算の改善を行うこと。最高号給を引き上げること。非常勤講師の授業時間単価も3,000円以上に引き上げるとともに、試験作成・採点、評価等に要した時間についても賃金を支給すること。
11. 定年後の雇用を保障するとともに、多様な働き方を認めること。職務にふさわしい賃金や一時金とすること。定数からは除外すること。
12. 退職手当のさらなる減額は絶対に行わないこと。
13. 教員採用試験の受験年齢制限を撤廃させること。
14. 人事委員会の開催日時や議事録をHP上でも公開すること。

以 上